

駿台体操倶楽部規約(改定案)

第1条(名称)

本会は、駿台体操倶楽部と称する。

第2条(所在地)

会長宅とする。

第3条(目的)

本会は、会員相互の親睦を図り、明治大学体育会体操部(以下「体操部」と称す)の発展に寄与することを目的とする。

第4条(事業)

本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 会員相互の親睦行事の企画並びに実行(総会・親睦会の開催等)
 - ②その他
2. 会員への体操部の活動報告並びに体操部の宣伝啓発活動
3. 体操部監督、補助指導者(助監督・コーチ)等への協力並びに支援
4. 体操部の学生への支援活動
5. 明治大学(以下「大学」と称す)からの諮問への対応
6. 駿台体育会への参加並びに協力
7. その他本会の目的遂行のための必要な事業

第5条(会員)

以下の者を本会の会員とする。

1. 体操部に在籍し卒業した者。
2. 役員会での議決を得た上で、総会の決議により本会の会員と認められた者。

第6条(会費)

会費は、次のとおりとする。

1. 会員は、会費を年1回以上納入するものとし、別途細則に規定する。
2. 会費は、納入後に会員の地位を喪失した場合を含め、原則として、返還しない。

第7条(退会)

会員は、本人が死亡したときまたは、退会届を役員会に提出し、任意に退会することができる。

第8条(除名)

体操部または本会あるいは大学の名誉や信用を甚だしく傷つけた者は、役員会で議決を得た上で総会の決議により本会から除名する。

第9条(役員)

本会に次の役員をおく。

1. 会長 : 1名
2. 副会長 : 2名
3. 幹事長 : 1名
4. 会計幹事 : 1名
5. 駿台体育会理事 : 2名
6. 広報 : 3名以内

第10条(役員を選任)

役員は、会員の中から総会の決議をもって選任する。

選任にあたって、自薦・他薦を問わないものとする。

駿台体育会理事は他の役員を兼務することができることとし、2名選出し、駿台体育会に届け出る。

第11条(役員の職責)

役員の職責は、次のとおりとする。

1. 会長は、本会の代表としての責務を負う。
2. 副会長は、会長を補佐する責務を負う。尚、副会長は、会長に事故あるときに、その職務を代行するものとし、その代行順位は、役員会で定める。
また、副会長2名は、OB・OGから各1名選出するよう努めるものとする。
3. 幹事長は、本会事業の企画並びに執行に関する責務を負う。
4. 会計幹事は、本会の会計に関わる管理並びに事務執行に関する責務を負う。
5. 広報は、本会並びに体操部の広報活動に関する責務を負う。
6. 駿台体育会理事は本会の代表として、駿台体育会の活動に参加しその責務を負う。

第12条(役員の任期)

役員の任期は、次のとおりとする。

1. 役員の任期は2年とする。ただし、再任することができる。
2. 役員が次の事項のいずれかに該当するときは、第21条(4)の規定にかかわらず、役員会で3分の2以上の議決を得た上で、総会の決議を得ずに、役員を解任することができる。
ただし、その場合、速やかに役員会にて後任の兼務役員候補者を選任し総会において報告し新たに役員を選任しなければならない。
(1) 心身の故障等のため、職務の執行に耐えられない、若しくは物理的に執行ができないと認められたとき。
(2) 職務上の義務違反、その他役員たるに相応しくない行為があると認められたとき。

第13条(役員会)

役員会の運営および決議事項は、次のとおりとする。

1. 役員会は、役員全員を構成メンバーとし、会長が必要と認めるとき、並びに役員から開催について請求があった場合に、会長がこれを招集し議長となる。
2. 役員会は、役員全員の過半数の出席をもって成立する。
3. 役員会は、規約で定める事項を除き、出席者の過半数をもって決議する。
4. 会長は、必要と認めるときは、役員以外の者を役員会に出席・発言させることができる。
5. 役員会の決議事項は次のとおりとする。
 - (1)顧問の選任
 - (2)エリアリーダーならびに世代リーダーの選任
 - (3)細則第2条に定めのない事項
 - (4)細則の改廃
 - (5)総会から委任された事項
 - (6)規約に定めのない事項
6. 役員会の決議事項等の議事録は会長名で作成し出席役員の承認を得て保管する。

第14条(会計監査人)

本会は、会計監査人を次のとおりおく。

1. 会計監査人を2名おく。
2. 会計監査人は、会員の中から総会の決議をもって選出する。
選任にあたって、自薦・他薦を問わないものとする。
3. 会計監査人は、会計幹事の職責遂行状況並びに本会の会計に関し、適正な運営がなされているか監査を行う。
4. 会計監査人の任期は、第12条に定める役員の任期に準じ再任することができる。

第15条(顧問)

顧問は、役員会の決議により選任する。

顧問は、本会の運営並びに事業の執行に関し、役員への助言や提言を行うことができる。

第16条(リーダー)

1. エリアリーダー・世代リーダーは、役員会の決議により選任する。
2. 各リーダーの役割は以下のとおりとする。
 - (1)本会の活性化のため、役員と連携し、本会ならびに体操部の情報を各担当区分会員へ提供し会員からの要望等を役員会に報告する。
 - (2)本会の活性化のため、役員と連携し、各担当区分を代表して会員相互の交流促進に努める。
3. エリア・世代の区分けは細則による。

第17条(委員会)

本会は、必要に応じて次のとおり目的毎に委員会を設置することができる。

1. 委員会の設置は、役員会の決議によるものとする。
2. 委員会に関する事項は、別途内規を定めるものとする。
3. 役員会は、委員会を設置した場合は、その活動内容を総会において報告しなければならない。

第18条(会計)

本会の経費は、会費並びにその他寄付金等の収入をもって支弁する。

第19条(事業会計年度)

本会の事業並びに会計年度は毎年3月1日に始まり、翌年2月末日をもって終わる。

第20条(総会の開催)

総会の開催は、次のとおりとする。

1. 総会は、定時総会並びに臨時総会とする。
2. 定時総会は、毎事業会計年度に1回、事業会計年度終了後遅滞なく開催することとし、会長がこれを招集する。
3. 臨時総会は、開催することについて、会長がこれを招集する。

第21条(総会の決議事項)

総会は、次の事項を決議するものとする。

1. 規約の改廃
2. 事業計画の決定並びに事業報告の承認
3. 会計報告および予算の承認
4. 役員を選任並びに解任
5. 会計監査人の選任並びに解任
6. 役員会において必要と決議された事項
7. 会員から提案され、総会において決議すべきことを総会において決議された事項
8. その他本会に関する重要事項

第22条(総会の決議)

総会の決議事項は、出席者の過半数をもって決議する。

第23条(慶弔)

会員の慶弔への対応は、細則によるものとする。

第24条(その他)

規約に定めのない事項についての決議は、役員会に一任するものとする。
ただし、役員会は、総会において報告しなければならない。

改定 2019年3月9日

細則(案)

第1条(会費)

1. 規約第6条に定める会費は次のとおりとする。
2. 会費は、5項に定める金額を会計幹事が指定する場所並びに方法で納入しなければならない。
3. 第1項で定める会費は、原則として、本会の毎事業会計年度開始後6ヶ月以内(毎年8月末日迄)に納入するものとする。
4. 第1項で定める会費とは別に、役員会の決議を得た上で、臨時に会費を徴収することができる。
5. 会員は次の区分により会費を納入するものとする。
初年度(卒業後1年目) 年額金: 5,000円
次年度以降 年額金: 10,000円

第2条(慶弔)

規約第23条に定める会員の慶弔への対応は、次のとおりとする。

種 類	対象範囲	金 額
祝 金	会員の結婚	10,000円
弔 慰 金	会員の死亡	20,000円
	会員の配偶者の死亡	10,000円

1. 会員若しくはその家族に贈呈する弔慰金並びに祝金は、次のとおりとする。
これを受け取るためには、会費を納入しており、かつ会員本人若しくはその家族から、役員等へ贈呈事由の連絡があった場合とする。
2. 会員の結婚では、祝電は打電しない。
3. 弔電は、会員本人、会員の血族一親等、会員の配偶者が死亡した場合に、本会名義で打電する。
4. その他必要と認められる場合は、役員会の決議をもって、対応する。

第3条(リーダー)

規約第16条に定めるリーダーの担当区分は、以下のとおりとする。

1. エリア 体操協会のブロック分けに順じて9ブロックに分ける。
①北海道、②東北(青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島)
③関東(茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨)、④北信越(新潟・長野・富山・石川・福井)
⑤東海(静岡・愛知・三重・岐阜)、⑥近畿(滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山)
⑦中国(鳥取・島根・岡山・広島・山口)、⑧四国(香川・徳島・愛媛・高知)
⑨九州(福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄)
2. 世代 1学年に一名

第4条(帯同審判への支援金額)

1. 帯同審判の義務のある大会(全日本学生体操選手権大会)
実費相当額(大会要項にあるペナルティー金額)を限度として
帯同審判をするOB, OGに支給する。
2. 定期戦
定期戦の支給については 4万円を限度とし支給する。
ただし、当期のOB会費と相殺できるものとする。

改定 2019年3月9日